

2021年度（令和3年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2021年度（令和3年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2021年（令和3年）11月29日（月）15時00分～16時00分
福山市役所本庁舎10階 入札室

3 出席者

委員	大島委員長，梅國委員，沼田委員，内田委員，堂前委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設管理部長，土木部長，建築部長，環境部長，建設政策課契約担当課長，道路整備課長，営繕課長，環境施設課長
	（上下水道局） 経営管理部長，施設部長，管財契約課長，施設整備課長，水づくり課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2021年度（令和3年度）4月から2021年度（令和3年度）10月末までの契約状況について，建設政策課契約担当課長から次の通り説明を行った。

「2021年度（令和3年度）4月から2021年度（令和3年度）10月末までの福山市発注分の入札件数は345件で，落札率は88.69%，上下水道局発注分の入札件数は137件で，落札率は87.64%であり，福山市，上下水道局ともに落札率については，2021年度は最低制限価格の改正を実施していないことからほぼ前年並みに推移している。」

続いて，2021年（令和3年）4月1日から2021年（令和3年）9月30日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 道路舗装工事（佐波瀬戸幹線・3-1）【総合評価方式】
- ② 福山市駅南地下送迎場屋根防水改修工事
- ③ 内海し尿処理場プラント設備改修工事
- ④ 松永浄化センター計装設備取替工事

⑤ 中津原浄水場汚泥掻寄装置部品取替工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 道路舗装工事（佐波瀬戸幹線・3-1）【総合評価方式】	
Q 1	<p>予定価格が 23,452,000 円と他の案件と比べて比較的高額にもかかわらず、入札参加者 1 者のみであったのが疑問である。</p>
A 1	<p>本工事は、道路幅員が 7 m から 10 m のアスファルト舗装を修繕するもので、工事内容は、アスファルト舗装工を主たる工種とし施工する一般的な道路舗装工事である。</p> <p>予定価格が総合評価方式（特別簡易型）で実施する目安である 1,500 万円を超えることなどから、価格以外に企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域精通性などを評価する総合評価方式（特別簡易型）により入札を行ったものである。</p> <p>入札参加者が 1 者のみになった理由としては、入札参加者の現在の手持ち工事の状況や、技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えられる。</p>
Q 2	<p>工事場所を見ると同一路線の間が空いて 2ヶ所に分かれている。間部分については舗装工事が終わっているということか。また、こういった同じ路線で間が空いていることはよくあるのか。</p>
A 2	<p>路線として悪い部分から優先して舗装工事を行っている。</p>
抽出案件② 福山市駅南地下送迎場屋根防水改修工事	
Q 3	<p>入札参加者が 17 者もいたにもかかわらず、16 者が失格となり、落札率が 92.0% と比較的高いことが疑問である。</p>
A 3	<p>本工事は、J R 福山駅南広場に建つ地下送迎場地上部分屋根の経年による雨漏りを解消するため、屋根の防水を改修する工事である。</p> <p>入札参加資格については、工事内容から仮設工事を除き防水工事の単一工種で</p>

	<p>施工が可能であり、施工規模を勘案して、専門工種である「防水工事」の認定を受けている者を対象としたもので、その他の要件は一般的な要件としたものである。</p> <p>ご質問の高落札率になっている理由だが、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種毎に最低制限価格の基準価格を算定している。</p> <p>開札時に、この最低制限価格の基準価格を、電子計算機により自動調整した上で、案件毎に最低制限価格を設定し、入札を実施している。</p> <p>本工事においては、多くの入札参加者が基準最低制限価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から、多くの業者が失格となり、結果として高い落札率になったと考える。</p> <p>なお、最低制限価格の設定については、当該要領の規定に基づいて適正に実施している。</p>
Q 4	電子計算機による調整ということだが、17者のうち16者が失格となるようなパーセンテージはどれくらいか。
A 4	2021年度上半期の実績だが、複数参加者の入札がありながら、有効な入札が1者しかなかったという事例が、入札を行った234件のうち7件発生しており、パーセンテージとしては2.9%である。
Q 5	2.9%は多いのか少ないのか。
A 5	直近3年での事例は5%程度の確率で発生している。 2021年度は上半期のみであるが少し低い。
抽出案件③ 内海し尿処理場プラント設備改修工事	
Q 6	予定価格が22,803,000円と高額で落札率99.9%と非常に高いこと、また、特殊な設備や保守点検が選定理由とあるが設備の特殊性や保守内容はどのようなものか疑問である。
A 6	<p>本工事は、し尿処理施設のプラント設備である前処理設備のドラムスクリーン、スクリュープレス機及び砂分離機の性能維持と機能回復を目的とする改修工事である。</p> <p>設備の特殊性については、当該設備がメーカー独自の特殊なプラント設備であること及び施設の特性により工事施工中も運転休止ができない設備であること</p>

	<p>があげられる。</p> <p>設備の保守内容については、当該業者が作成した予防保全的な修繕計画に基づきながら、当該年度のプラント設備の状態を踏まえ、整備項目の優先度を考慮したうえで改修工事を行っている。</p> <p>これらのことから、適正な工事の履行と安全を確保するために、運転管理を含めた施設全体の状況や個々の設備内容等に精通しており、改修工事に要する特殊技術及び専門部品の調達が可能で当該業者と随意契約をしたものである。</p> <p>次に設計価格については、整備項目ごとに、一般的な材料等は建設物価等の単価を採用し、特殊品や特殊工事については、機械材料の多くに汎用標準価格がないことから、当該業者から徴収した見積書を参考に精査し、単価を決定した。また、諸経費等については、全国簡易水道協議会の水道事業実務必携に基づき算出した。</p> <p>なお、随意契約においては、本案件のように特殊品を使用するものや特殊な工事においては、業者の見積もり等を参考に積算し、予定価格を設定することから、落札率は比較的に高いものになるのではないかと考える。</p>
Q 7	<p>メーカー独自の特殊なプラント設備とのことだが、特殊性とはどのようなものか。</p>
A 7	<p>本設備は分離、脱水、砂の除去など一連の工程を制御したうえで処理を行っていくため特殊性があると考え。</p>
Q 8	<p>改修作業は他の業者では難しいのか。</p>
A 8	<p>各工程の連携をとる制御システムが必要となる。その部分が設計したメーカーでないと性能保証が出来ないと考える。</p>
Q 9	<p>修理が特殊というよりは運転を行いながら修理を行う必要があるため、その連携が難しいということか。</p>
A 9	<p>修理を行う場合、普通であれば停止させないとできないが、そうなるとうり尿処理ができず市民生活に影響がでてくる。そのようなことが無いように、同様の代替機を持ってきて運転を止めずに修理ができる設備を設計したメーカーにお願いしている。</p>
Q 10	<p>装置を止めずにメンテナンスができることが選定理由とあるが、福山市の他の</p>

	し尿処理プラントなども同様か。
A10	別の施設においても、基本的に施設を停止させることができないので、稼働させながらメンテナンスを行えるよう、設計施工などを行った業者と随意契約している。
Q11	予定価格の設定は専門業者の見積りを基に作成するしかないので、落札率が高いのは仕方ないかも知れないが、当初設備を作った際に、メーカーから一般的なライフサイクルコストのように、何年後に修繕が必要といった説明はあったのか。また今回の修繕は、その時に福山市が予定していた金額に近いものなのか。
A11	予防保全的な修繕計画をメーカーが作成している。今後10年の計画があったかと思うが、その年度に該当するものを予算要求し工事をするという原則で行っている。ただし、機械の状況によっては改修の順番が入れ替わることも当然あるので、その都度メーカーと協議しながら改修工事を行っている。今回の改修は修繕計画の範囲内である。
Q12	専門的な設備の為、見積りと実際の契約金額が近くなってしまうのはその通りだと思うが、その見積り金額が正当であるかどうか。 どうしても相手の言いなりになってしまうように思われるが、例えば他の市町村と比較するなどしているのか。
A12	施設自体が、一点物で設計している。本市の別施設や他の自治体も、それぞれの特性に応じた設計建設をしている為、一概に他の施設がどうであるかは、施設的能力、処理の内容等も異なり、比較するのは難しいところがある。 実際にこの金額が妥当かという点については、参考見積をもらって本市で精査しており、今回案件は落札までに3回の見積徴取を行っている。これが1回目での落札となると、もう少し考える必要があると思うが、3回目での落札ということを見ると、ある程度妥当ではないかと考える。
抽出案件④ 松永浄化センター計装設備取替工事	
Q13	予定価格が28,930,000円と比較的高額にもかかわらず、入札参加者1者のみであったのが疑問である。
A13	本工事は、福山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、松永浄化センターにある沈澱池等の計装設備を取り替える工事である。

	<p>入札参加資格要件については、「福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づき、発注した工種における年間平均完成工事高等の一般的な要件としたものである。</p> <p>入札参加者が1者のみになった理由については、当該施設が稼働中の施設であることから、限られた時間内に迅速に作業を行う必要があること、また、入札参加者が工事の受注状況や、技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考え。なお、事前の調査では、入札参加資格を有する者は7者程度と把握していた。</p>
Q14	事前調査とは具体的にどういったことをしているのか。また、事前調査で条件に合致した1者が入札したということか。
A14	登録業者のリストから条件に一致する業者を抽出したところ7者が条件と合致した。その内の1者が入札した。
Q15	入札参加資格に年間平均完成工事高とあるが、この金額は何かで決まっているのか。それともこの設計金額により、これぐらいの金額としたのか。
A15	基本的に年間平均完成工事高は工事の予定価格以上としている。
抽出案件⑤ 中津原浄水場汚泥掻寄装置部品取替工事	
Q16	落札率が99.9%と非常に高く、装置点検中に必要性が判明したとあるので、故障に至っていないのであれば、契約に至る過程が疑問である。
A16	<p>中津原浄水場にある濃縮槽の老朽化に伴い、2021年2月から中津原浄水場濃縮設備取替工事を行っていた。</p> <p>この工事で点検用歩廊を撤去したことにより、掻寄装置の一部である軸受けを点検することが可能となり、点検業務委託を行った。</p> <p>分解点検の結果、部品の摩耗が確認され、取替を要することが判明した。故障には至っていないものの、稼働中に故障した場合は、汚泥の濃縮ができず、水道水の安定供給に支障をきたす恐れがある。また、工事の期間中に部品取替を行うことにより、濃縮槽の歩廊撤去等にかかる費用約1,000万円の削減が見込まれた。これらのことから、工事期間中に部品取替を実施することとし、早急に部品の調達をして、取替を行ったものである。</p>

Q17	故障には至っていないという話でしたが、元々の耐用年数といったものの基準があったのか。基準を設けてその年数が近づいていたということか。
A17	実際の点検整備の中で摩耗が激しかったので対応した。
Q18	実際に使用して何年ぐらい経過しているのか。
A18	手元に資料がなく、把握していません。
Q19	摩耗が激しいという判断をしたのは誰か。
A19	取替工事の前段として、点検業務委託を発注しており、機械を製造したメーカーが分解点検を行ったところ摩耗が激しいということが判明した。
Q20	点検業務を行った業者と工事業者は別なのか。
A20	同一業者である。
Q21	業者が嘘はついていないと思うが、市側が本当に交換の必要があるかを検討などはしていないのか。
A21	メーカー基準があるので、それを報告書として提出してもらい、その報告を精査する中で取替の必要性の確認をした。
Q22	点検用歩廊を撤去したことにより、搔寄装置の一部である軸受けを点検することが可能とある。撤去するまで摩耗しているか分からないままということだが、今回点検をするために歩廊を撤去したのか。そのあたりの経緯を教えてください。
A22	別工事の中で撤去を行っている。
Q23	撤去しないと点検できないような歩廊が付いていたということか。 また、部品は特注品になると思うが、部品を作り始めてどれくらいの期間で、交換できる状態になるのか。
A23	歩廊についてはご指摘の通り。

	部品については、約数ヶ月かかると聞いており、その予定で今回工事を発注している。
Q24	実際に交換ができたのも、点検を行って摩耗していると判明して数ヶ月後だったということか。
A24	その通り。
	以上

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ・ 指名除外措置運用状況

2021年（令和3年）4月1日から2021年（令和3年）9月30日の間に指名除外措置（市長部局分）の対象となる者がいなかったことについて、建設政策課契約担当課長が報告し、同じく指名除外措置（上下水道局分）の対象となる者がいなかったことについて、管財契約課長が報告した。

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について

2022年（令和4年）5月下旬の予定

- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2021年（令和3年）10月から2022年（令和4年）3月までを対象とし、堂前委員が担当する。

- ・ 入札監視委員会事務局への要望について

本委員会における審議案件抽出資料については、多様な視点からの分析が可能となるよう、紙媒体から電子データに変更してほしいとの要望がなされた。